

証券コード：6779

2020年7月15日

株 主 各 位

東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号

日本電波工業株式会社

代表取締役会長

竹内 敏晃

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時の新型コロナウイルス感染状況を受けて、慎重に検討いたしました結果、本定時株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、本定時株主総会につきましては、**書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。**併せて、入場制限の実施により議場への入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2020年7月30日（木曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年7月31日（金曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）
（開催日が前回定時株主総会日（2019年6月21日）に相当する日と離れておりますのは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、監査手続きに遅れが生じたためであります。）
2. 場 所 東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号 メルクマール京王笹塚6階
当本社事務所会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項 (1) 第79期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第79期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 第三者割当による募集株式（A種種類株式）の発行の件
第4号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
第5号議案 取締役1名選任の件
第6号議案 監査役3名選任の件
第7号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年7月30日（木曜日）午後5時20分までに到着するようにご返送ください。また、議決権行使書において議案の賛否の記載がない場合は、「賛」と表示があったものとみなして取扱うものといたします。
- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、3頁記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2020年7月30日（木曜日）午後5時20分までに行役してください。
- (3) 複数回議決権を行使された場合は、当社に最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第19条の規定に基づき当社ホームページ（<https://www.ndk.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

以 上

- ~~~~~
1. 事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ndk.com/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出いただき、この「招集通知」を議事資料として会場にご持参くださいますようお願い申し上げます。
 3. 株主様でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいくださいますようお願い申し上げます。
 4. **お土産の配布は取り止めとさせていただきます。**何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 5. 会場内での飲食及び喫煙は禁止されております。予めご了承ください。
 6. カメラやスマートフォン、携帯電話などによる写真撮影・録画・録音については禁止させていただいております。ご注意くださいくださいますようお願い申し上げます。
 7. **例年株主総会終了後に開催しておりました補足説明会は、取り止めとさせていただきます。**何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイト

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

携帯電話の専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

2. 議決権行使のお取り扱い

- (1) インターネットにより議決権行使をされる場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2020年7月30日（木曜日）午後5時20分までとなっておりますので、お早めのご行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱い

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。暗証番号と同様に大切に保管願います。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120(652)031

(受付時間 9:00～21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

【電話】 0120(782)031

(受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

【ご来場される株主の皆さまへのお願いとご案内】

- (1) ご来場の際は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- (2) 会場の入口付近において、アルコール消毒液を配備し、検温をさせていただく予定としております。発熱がある方、体調不良とお見受けされる方は、ご入場をお断りする場合がございます。
- (3) 会場は、感染リスク低減のため、座席の間隔を広く取ることで、ご用意できる席数が例年より減少いたします。
- (4) 運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。
- (5) 株主総会当日までの感染の状況や政府等の発表内容により株主総会の運営を変更する場合もございますので、当社ウェブサイト (<https://www.ndk.com/>) より、発信情報をご確認ください。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国と中国の貿易摩擦を受けて世界的に貿易や投資が減速しておりましたが、2020年に入ってから新型コロナウイルス感染拡大の影響で世界各国の経済活動が停滞し、景気は急速に悪化いたしました。

そのような中、連結売上高の半分近くを占める車載用途向けでは、中国を中心に世界的な新車販売の低迷が続いていた状況下、年度末には新型コロナウイルスの感染拡大による需要減が加わりました。この結果、売上高は期初に想定していた水準を大きく下回りました。しかしながら、TPMS(タイヤ空気圧監視システム)向けやADAS(先進運転支援システム)機器に使用される車載用カメラ向けを中心に対前年比では売上数量は増加いたしました。一方、価格競争の激化している小型サイズ品へ需要がシフトしていることが平均売上単価を押し下げ、売上高は前期比で減少いたしました。

連結売上高の2割強を占める移動体通信並びにIoT用途向けでは、北米スマホメーカーの新モデルの販売が好調に推移し、中国スマホメーカーにおいても想定を上回る生産水準が続いた為、一部の水晶デバイスで需給がタイトとなりました。この結果、超小型サイズの水晶体振動子(含む温度センサ内蔵水晶振動子)を中心に売上数量が増加しました。価格是正効果も加わり、売上高は前期比で増加いたしました。

連結売上高の1割強を占める民生用途向けでは、一眼レフ市場縮小の影響を受け、光学製品の売上高が前期比で減少いたしました。

連結売上高の1割弱を占める産業機器市場においては、欧米における基地局向け設備投資の抑制に伴い、水晶デバイスへの需要が想定を下回り、売上高は前期比で減少いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は394億6千8百万円(前期比7.1%減)となりました。

利益につきましては、生産体制の再構築を進めることにより、概ね計画どおり固定費の圧縮を図りましたが、蘇州日本電波工業有限公司の工場移転に伴う従業員に対する経済補償金及び当社の人員削減に伴う希望退職者への特別加算金を含む構造改革費用として25億円をその他の営業費用に計上いたしました。また、新型コロナウイルス感染拡大の業績への影響を考慮し、19億7千万円の減損損失を売上原価に計上いたしました。2019年9月第2四半期に計上しました減損損失(その他の営業費用に計上)と合わせて、39億3千2百万円の減損損失を当連結会計年度に計上いたしました。

その結果、当連結会計年度の営業損失は82億8千6百万円(前期は営業利益4億6百万円)、税引前当期損失は86億4千4百万円(前期は税引前当期損失5千6百万円)、当期損失は87億9百万円(前期は当期損失2億5千1百万円)となりました。

また、売上高営業利益率は△21.0%、親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE)は△86.8%となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は31億3千3百万円であり、その主なものは国内外の製造拠点における省力化及び合理化設備、需要の増加が見込まれる製品の増産設備、将来の成長が期待される新製品及び新技術の研究開発設備並びに中国子会社の工場移転に伴う新工場への投資であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の状況は次のとおりです。

区 分	第 76 期 (2016年度)	第 77 期 (2017年度)	第 78 期 (2018年度)	第 79 期 (2019年度)
売上高 (百万円)	43,791	43,952	42,498	39,468
当期利益又は当期損失 (△) (百万円)	611	△10,202	△251	△8,709
基本的1株当たり当期利益又は当期損失 (△) (円)	31.16	△519.87	△12.80	△443.79
資産合計 (百万円)	68,830	60,816	60,784	54,547
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	25,234	15,108	14,725	5,349
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	1,285.78	769.84	750.37	272.59

(注) 国際会計基準により連結計算書類を作成しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
古川エヌ・デー・ケー株式会社	50,000千円	100.0	当社製品の製造
ASIAN NDK CRYSTAL SDN.BHD.	50,188千M\$	100.0	当社製品の製造及び販売
NDK QUARTZ MALAYSIA SDN.BHD.	30,000千M\$	73.3 (100.0)	当社製品の製造
函館エヌ・デー・ケー株式会社	50,000千円	100.0	当社製品の製造
蘇州日本電波工業有限公司	47,200千U S \$	100.0	当社製品の製造及び販売
新潟エヌ・デー・ケー株式会社	50,000千円	100.0	当社製品の製造
NDK AMERICA, INC.	100千U S \$	— (100.0)	当社製品の販売
NDK EUROPE LTD.	275千S T G £	99.9 (100.0)	当社製品の販売
NDK ELECTRONICS (HK) LIMITED	3,000千H K \$	100.0	当社製品の販売
NDK-ELECTRONICS SHANGHAI CO., LTD.	200千U S \$	100.0	当社製品の販売
NDK CRYSTAL ASIA PTE. LTD.	404千S \$	— (100.0)	当社製品の販売

(注) 当社の出資比率欄の () 内は、間接所有を含めた割合であります。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 対処すべき課題

当社は、固定費を圧縮し、コスト競争力を向上させることを目的に2019年3月期より生産体制の再構築に着手しているほか、2020年3月期には当社単体の人員を対象に希望退職を実施し129名の人員削減を図る等、コスト構造の改善に向けた構造改革を進めております。

足下では、新型コロナウイルス感染の世界的な流行の収束時期の見通しが立たず、水晶デバイス市場の先行きに関しては不透明な状況が継続しておりますが、中長期的には、次世代通信規格「5G」の本格始動、並びに車載市場におけるADAS機器の普及による水晶デバイスの需要増が期待されます。5Gでは、高周波・小型化ニーズに対応した高精度・高信頼の水晶デバイスへの需要が今後さらに増加することが予想されるため、こうしたビジネスチャンスの果実を刈り取り、確実に利益を確保できる強固な経営体質を構築することが喫緊の経営課題と認識しております。このため、当社は2021年3月期から始まる3年間の中期経営計画を策定しました。

具体的な数値目標は、最終年度となる2023年3月期に売上高420億円、営業利益率7%、自己資本比率20%超を目標といたします。これを実現するため、①当社の強みである前工程への重点リソース投下、②後工程（組立）の生産性向上、③構造改革の継続・固定費の抜本的な圧縮、④既存製品の売上構成及び事業ポートフォリオの見直し、⑤財務体質の改善を最重要施策と位置づけました。

(7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

企業集団は下記製品の製造及び販売を主たる事業内容としております。

品 目	主 要 製 品 名
水晶振動子	産業用水晶振動子（移動体通信用、固定通信用、計測器用等） 民生用水晶振動子（コンピュータ用、自動車用、マイコン制御用、映像・音響用等）
水 晶 機 器	水晶発振器、水晶フィルタ、SAW（弾性表面波）デバイス、信号発生器 周波数シンセサイザ
そ の 他	超音波探触子、人工水晶、光学用デバイス、QCMセンサ

(8) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

① 当社

日本電波工業株式会社 (本社：東京都渋谷区)	営業拠点	本社事務所（東京都渋谷区） 関西営業所（大阪府大阪市） 中部営業所（愛知県岡崎市）
	生産拠点	狭山事業所（埼玉県狭山市）
	開発拠点	狭山事業所（埼玉県狭山市） 千歳テクニカルセンター（北海道千歳市）

② 子会社

海外 営業拠点	NDK AMERICA, INC. (アメリカ・イリノイ州) NDK EUROPE LTD. (イギリス・ロンドン、フランス・パリ、イタリア・ミラノ) NDK CRYSTAL ASIA PTE. LTD. (シンガポール) NDK ELECTRONICS (HK) LIMITED (中国・香港、台湾・台北) NDK-ELECTRONICS SHANGHAI CO., LTD. (中国・上海、中国・深圳) 蘇州日本電波工業有限公司 営業部 (中国・蘇州) ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. SALES DEPT. (マレーシア・セランゴール州)
国内 生産拠点	古川エヌ・デー・ケー株式会社 (宮城県大崎市) 函館エヌ・デー・ケー株式会社 (北海道函館市) 新潟エヌ・デー・ケー株式会社 (新潟県新潟市)
海外 生産拠点	ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. (マレーシア・セランゴール州) NDK QUARTZ MALAYSIA SDN. BHD. (マレーシア・セランゴール州) 蘇州日本電波工業有限公司 (中国・蘇州)

(注) 2020年5月19日にNDK SAW devices株式会社 (北海道函館市) を設立しました。

(9) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
2,994名	△304名

(注) 使用人数は就業人員であり、受入出向者を含み、出向者・臨時従業員を含みません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
707名	△143名	42.0歳	16.1年

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、受入出向者を含み、出向者・臨時従業員を含みません。

2. 平均年齢・平均勤続年数には出向者・臨時従業員を含みません。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

企業集団の主な借入先は次のとおりであります。

借 入 先	借 入 額 (百万円)
株 式 会 社 り そ な 銀 行	15,408
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	4,710
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,878
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	3,375
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,953

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① SAWフィルター事業に関する会社分割及び子会社の異動

当社は、2020年5月26日開催の当社取締役会において、当社及び当社の100%子会社である函館エヌ・デー・ケー株式会社のSAWフィルターの開発・製造に関する事業を、2020年7月1日を効力発生日として、吸収分割の方法により、2020年5月19日に設立した当社の100%子会社であるNDK SAW devices株式会社(以下「NSD」)に承継させることを決議いたしました。

また、2020年6月3日にNSDの株式のうち51%をJiaxing Jiawang Investment Partnership (Limited Partnership)に譲渡することを決定し、株式譲渡契約を締結いたしました。これにより、当社は2020年8月に株式譲渡対価35億円(概算)を受領する見込みであります。本株式譲渡に伴い、NSDは当社の連結子会社から除外され持分法適用会社となる予定です。

② 種類株式引受契約の締結

当社は、2020年6月19日開催の当社取締役会において、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第7号投資事業有限責任組合(以下「割当予定先」)との間で、種類株式引受契約を締結し、割当予定先に対して、第三者割当の方法により、総額50億円のA種種類株式を発行することを決議いたしました。

当該増資については、後記の株主総会参考書類記載の議案の承認が前提となりますが、実行された場合、当社グループは2020年9月30日までに50億円を受領する見込みであります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（議決権基準日：2020年5月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,757,905株（自己株式1,133,568株を含む。）
- ③ 株主数 9,383名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
株 式 会 社 り そ な 銀 行	667	3.40
竹 内 敏 晃	623	3.17
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	610	3.10
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	565	2.88
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	564	2.87
竹 内 寛	528	2.69
丸 三 証 券 株 式 会 社	438	2.23
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 5 ）	366	1.86
INTERNATIONAL CORE EQUITY PORTFOLIO DFA INVESTMENT DIMENSIONS GROUP INC	362	1.84
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	318	1.62

（注）1. 自己株式につきましては、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は、発行済株式総数から自己株式の数を控除して算出しております。

2. 当社は、2020年5月13日の取締役会において、2020年5月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、第79回定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする旨決議いたしましたので、2020年3月31日現在の株式の状況の記載は省略いたします。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
竹 内 敏 晃	代表取締役会長	NDK HOLDINGS USA, INC. 取締役社長 NDK AMERICA, INC. 取締役
加 藤 啓 美	代 表 取 締 役 執 行 役 員 社 長	
福 原 礼 二	取 締 役 執 行 役 員	営業サービス本部長
野邊地 明 雄	取 締 役 執 行 役 員	ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 取締役社長 NDK QUARTZ MALAYSIA SDN. BHD. 取締役社長 古川エヌ・デー・ケー株式会社 取締役 函館エヌ・デー・ケー株式会社 取締役 新潟エヌ・デー・ケー株式会社 取締役
立 光 武 彦	取 締 役	
諏 訪 頼 久	取 締 役	
半 田 重 夫	常 勤 監 査 役	
剣 持 昭 司	監 査 役	剣持昭司税理士事務所 代表
吉 利 誠	監 査 役	

- (注) 1. 取締役立光武彦氏及び取締役諏訪頼久氏は、社外取締役であります。
2. 監査役剣持昭司氏及び監査役吉利誠氏は、社外監査役であります。
3. 監査役半田重夫氏は、当社の財務部に長年在籍しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役剣持昭司氏は、税理士としての長年の経験を通して税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役吉利誠氏は、通信業界に長年在籍し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を備えており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役立光武彦氏、取締役諏訪頼久氏、監査役剣持昭司氏及び監査役吉利誠氏は、子会社、大株主及び主要な取引先の出身者等でないことから独立性が高く、当社は4氏とも東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 当事業年度においては、2019年6月21日開催の第78回定時株主総会の終結の時をもって諏訪頼久氏が辞任により監査役を退任し、取締役に就任いたしました。
8. 当事業年度においては、2019年6月21日開催の第78回定時株主総会の終結の時をもって成瀬純一氏、赤池和男氏及び島田博文氏が任期満了により取締役を退任しました。

9. 取締役を兼職しない執行役員の2020年3月31日現在の状況は、次のとおりであります。

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
久保田 浩 治	執 行 役 員	品質保証本部長
品 田 洋 文	執 行 役 員	生産本部副本部長
藤 原 信 光	執 行 役 員	蘇州日本電波工業有限公司 董事長
青 山 通 郎	執 行 役 員	管理本部長
上 木 健 一	執 行 役 員	技術本部長 振動子技術統括部長
若 松 俊 一	執 行 役 員	技術本部副本部長 発振器技術統括部長
及 川 英 之	執 行 役 員	営業サービス本部副本部長

10. 2020年3月31日付で、取締役福原礼二氏は取締役及び執行役員を、取締役野邊地明雄氏は取締役に、執行役員品田洋文氏は執行役員を退任いたしました。

11. 当事業年度終了後、次の執行役員につき、地位、担当及び重要な兼職の状況を変更しております（2020年4月1日付）。

氏 名	変更後の地位、担当及び重要な兼職の状況	
及 川 英 之	執 行 役 員	営業サービス本部本部長

12. 当事業年度終了後、次のとおり新たに執行役員を選任いたしました（2020年7月1日付）。

氏 名	地位、担当及び重要な兼職の状況	
菅 原 賢 一	執 行 役 員	生産本部長
増 川 玉 彦	執 行 役 員	生産本部副本部長
竹 内 謙	執 行 役 員	営業サービス本部副本部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間でそれぞれ同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、700万円又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬等は、株主総会決議による授権の範囲内で定められ、固定の月額報酬と業績連動型の賞与により構成されます。月額報酬については、内規の役位ごとの月額報酬基準に基づき支給されます。なお、この役位の選定は、独立社外取締役を主要な構成員とする独立諮問委員会の意見を踏まえ、取締役会が決定します。賞与については、内規に基づき、独立社外取締役を主要な構成員とする独立諮問委員会の意見を踏まえ、取締役会が決定します。

監査役の報酬等は、株主総会決議による授権の範囲内で定められ、基本報酬のみで構成されており、監査役の協議により金額を決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	9 (3)	91 (12)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	22 (9)
合 計	13	113

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第64回定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第50回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 2011年4月22日開催の取締役会決議により、取締役及び監査役の退職慰労金制度は2011年6月24日開催の第70回定時株主総会の終結の時をもって廃止しております。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
立光 武彦	取締役	当事業年度において、取締役会は17回開催され、全て出席しています。 取締役会においては、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、市場動向、営業戦略、品質保証に関する問題提起や意見を適宜述べるなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。 なお、同氏は、取締役・執行役員の選解任・報酬につき取締役会に答申を行う独立諮問委員会の委員長を務めています。当事業年度において、独立諮問委員会は2回開催され、全て出席しています。
諏訪 頼久	取締役 監査役	当事業年度において、監査役の在任期間中、取締役会は4回、監査役会は4回開催され、取締役就任後、取締役会は13回開催されましたが、全て出席しております。 監査役の在任期間中は取締役会と監査役会のいずれにおいても、取締役就任後は取締役会において、主に経営者及び技術者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、事業計画、業績、設計、品質保証、原価低減に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行い、妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。 なお、同氏は、取締役・執行役員の選解任・報酬につき取締役会に答申を行う独立諮問委員会の委員を務めています。当事業年度において、独立諮問委員会は2回開催され、全て出席しています。
剣持 昭司	監査役	当事業年度において、取締役会は17回、監査役会は15回開催され、取締役会には16回、監査役会には14回出席しています。 取締役会と監査役会のいずれにおいても、主に税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、税務上の留意点について専門的見地から助言するほか、当社製品の新市場や販売体制に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っています。
吉利 誠	監査役	監査役就任後、当事業年度において、取締役会は13回、監査役会は11回開催され、全て出席しています。 取締役会と監査役会のいずれにおいても、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、品質保証、リスク管理に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っています。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、当該会計監査人並びに当社財務担当役員及び財務部からの聴取や提出資料をもとに会計監査人の職務遂行状況を検討し、前事業年度の当社の監査報酬、上場企業・同規模企業の監査報酬及び同業他社の監査報酬と比較した結果、妥当な額と判断したためであります。
2. 海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人有限責任 あずさ監査法人との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、7,820万円又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営上の重要政策の一つと位置づけ、安定した配当の維持を基本に、業績や財務状況等を勘案して配当を行っております。内部留保の充実と株主各位への配当をバランス良く好循環させ、将来的な収益力の更なる向上に向けて、高付加価値・高品質な商品生産のための研究開発、設備投資を行い、企業体質の強化に有効活用してまいります。

(6) 業務の適正を確保するための体制

① 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議

当社は、2006年5月26日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備（内部統制システムの構築）に関する基本方針を決議しております。また、2008年4月22日開催の取締役会における決議に基づき、反社会的勢力排除に向けた基本方針及び財務報告の信頼性を確保するための体制に関する定めを「1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に追加しております。そして、2015年5月11日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針の一部を改定する旨決議しました。

詳しくは、次のとおりです。

(内部統制基本方針)

- 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス委員会の設置、並びに取締役及び使用人へのコンプライアンス教育の実施等により、法令・定款等の遵守体制の確立と維持・向上を推進する。内部監査室は、コンプライアンスの状況等について監査し、代表取締役社長にその結果を報告する。内部通報制度を構築し、法令違反その他コンプライアンス上疑義のある行為等についての社内情報を吸いあげ、その情報の分析・活用を図る。
 - (2) 反社会的勢力及び団体による不当な要求等に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、関係機関と緊密な連絡を取り、反社会的勢力等との取引関係の排除、その他一切の関係を持たないよう努める。
 - (3) 財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報は文書管理規程に従い、文書または電磁的媒体に記録・保存し管理する。文書管理規程には、文書の管理責任者、保存すべき範囲、保存期間、保存場所等を定める。
 - (2) 取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理に係る規程を整備し、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応は、リスク管理委員会が行う。
 - (2) 各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門において個別規程・マニュアルを整備し、それに基づき管理するとともに、研修を実施して管理能力を高める。
 - (3) 内部監査室は、リスク管理委員会と連携し、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長に報告する。リスクが顕在化した場合は、マニュアル等に基づき、組織的に迅速かつ適正な対応を行い、損害の回避あるいは最小化を図る。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 経営の意思決定と実行の迅速化のため、執行役員制度を導入し、執行役員で構成する執行役員会（原則月2回開催）において、取締役会で決議された中期経営方針に基づき事業計画の立案と策定を行い、取締役会で決議された事業計画に基づく事業の進捗管理、並びに将来の事業計画について討議をし、業務執行に関する重要な事項の審議及び決議をする。取締役会での決議事項については、執行役員会で審議まで行い、取締役会に上程する。
 - (2) 取締役会（原則月1回開催）において、執行役員会にて審議された事項の他、法令で定められた事項、及び経営の基本方針をはじめとする重要事項について意思決定を行い、執行役員の担当業務を決定し、そして執行役員の業務執行の状況を監督する。
 - (3) 取締役会及び執行役員会の決定に基づく業務執行については、職務分掌規程、職務権限規程、関係会社管理規程等の各種規程において、各担当業務の責任や役割、職務を定め、また各本部・部門にて部門方針・目標を策定し、責任の明確化と業務の効率化を図る。

- 5 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 関係会社管理規程に従い、当社グループ会社が決定する重要事項の情報の共有化を図るとともに、グループ全体の適正な経営管理体制を構築する。
 - (2) 子会社管理の担当執行役員・担当部署は、関係会社管理規程に基づき、各子会社の管理をし、また各子会社へ業務執行に関する定期的な報告を求める。また執行役員会において、定期的に各子会社の取締役から、業務及び取締役等の職務の執行状況の報告を受ける。
 - (3) リスク管理委員会にて当社グループ全体の横断的なリスク管理を行い、子会社のリスク管理状況も含めたモニタリングを行う。
 - (4) コンプライアンス委員会にて当社グループ会社のコンプライアンス体制を検討・整備し、当社グループ会社へコンプライアンス事項の周知・徹底を図る。また内部通報規程における内部通報制度の範囲をグループ全体とし、内部通報者の保護及び通報者の秘密の確保を図る。更に、各グループ会社にコンプライアンス推進責任者を置く。
 - (5) 監査役及び内部監査室は、当社及びグループ各社の状況の監査を実施する。
- 6 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
- 監査役がその職務の補助をすべき使用人を必要とした場合は監査役付（使用人）を置くこととし、当該使用人の独立性を確保し、当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、その任命・異動等人事に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を必要とするほか、人事考課は常勤監査役が行うものとする。

- 7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える事項が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき、または当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人による不正な行為等を発見したとき等には、各社の取締役及び使用人が監査役に速やかに報告する体制を整備する。
 - (2) 内部通報規程における内部通報制度の範囲をグループ全体とし、内部通報者の保護及び通報者の秘密の確保を図ると共に、内部通報窓口担当者は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
 - (3) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、執行役員会などの重要な会議に出席する。
- 8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、代表取締役と定期的に情報・意見交換を実施し、また、内部監査室と緊密な連携を保ち、相互に情報の共有を図り、会社の業務及び財産の状況その他に関する実効性ある監査を実施する。
 - (2) また、監査役は、会計監査人とも緊密な連携を保ち、決算の監査結果について意見・情報交換を行い、厳正かつ効率的な監査を実施する。
 - (3) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署にて審議し、当該請求に係わる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 当社は、当社の企業倫理規程に基づきNDKグループ行動指針を制定しており、反社会的勢力を排除し、労働・安全衛生・環境・倫理等の分野において法令等に従った事業活動を行っております。同指針は、RBA（Responsible Business Alliance）が定めたRBA行動指針（RBA Code of Conduct）及び各都道府県における暴力団排除条例に準拠した内容となっております。

当事業年度においては、NDKグループ行動指針の確認テストを作成し、従業員への周知を徹底いたしました。

- (2) 重要事項の決定に関しましては、社内規程で定められた権限に従い、取締役会又は執行役員会で審議及び決議されるほか、稟議により決裁されております。これらの記録は、取締役会議事録、執行役員会議事録又は稟議書として社内規程に従って保管されております。

- (3) 当社の取締役会は、審議時間を十分に確保して運営されております。当社の社外取締役及び社外監査役は、定期的に協議を開いて活発に意見を交換し、取締役会の席上では積極的に意見を表明しており、独立した立場で経営の実効性を高めるための助言を適宜行っております。また、取締役会の下に、独立社外取締役を委員長とし社外役員、社内役員で構成され、取締役・執行役員の選解任・報酬について答申する独立諮問委員会を設置し、取締役・執行役員の選解任・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化しております。

当事業年度において独立諮問委員会は2回開催されました。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結財政状態計算書

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	35,479	流 動 負 債	36,542
現金及び現金同等物	10,060	借入金	24,560
営業債権	9,906	リース負債	479
棚卸資産	12,936	営業債務その他の未払勘定	7,520
未収法人所得税等	6	デリバティブ負債	33
デリバティブ資産	49	引当金	2,003
その他の他	2,520	未払法人所得税等	145
非流動資産	19,067	その他	1,800
有形固定資産	17,266	非流動負債	12,655
無形資産	228	借入金	7,987
その他の金融資産	803	リース負債	1,297
繰延税金資産	529	繰延税金負債	348
その他の他	240	従業員給付	2,661
		引当金	106
		政府補助金繰延収益	22
		その他	230
		負債合計	49,198
		資 本 の 部	
		親会社の所有者に帰属する持分	5,349
		資本金	10,649
		資本剰余金	3,068
		その他の資本の構成要素	△1,716
		利益剰余金	△6,652
		資本合計	5,349
資産合計	54,547	負債及び資本合計	54,547

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結包括利益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	39,468
売上原価	35,696
売上総利益	3,771
販売費及び一般管理費	5,922
研究開発費	1,684
その他の営業収益	423
その他の営業費用	4,875
営業損	8,286
金融収益	210
金融費用	568
税引前当期損	8,644
法人所得税費用	64
当期損	8,709
その他の包括利益	
純損益に振り替えられることのない項目	
確定給付制度の再測定	176
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	△64
振替のない項目に係る法人所得税	△5
小計	106
純損益にその後振り替えられる可能性のある項目	
在外営業活動体の換算差額	△683
キャッシュ・フロー・ヘッジ	28
振替の可能性のある項目に係る法人所得税	△117
小計	△773
税引後その他の包括損失	666
当期包括損失合計	9,376
当期利益の帰属	
親会社の所有者に帰属する当期損失	8,709
当期包括利益合計額の帰属	
親会社の所有者に帰属する包括損失	9,376

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金		
		株式払込剰余金	自己株式	資本剰余金合計
2019年4月1日時点の残高	10,649	5,859	△2,790	3,069
当期包括利益				
当期損失				—
その他の包括利益				
確定給付制度の再測定				—
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動				—
在外営業活動体の換算差額				—
キャッシュ・フロー・ヘッジ				—
当期包括損失合計	—	—	—	—
所有者との取引額				
所有者による拠出及び所有者への分配				
自己株式の変動額			△0	△0
所有者による拠出及び所有者への分配合計	—	—	△0	△0
所有者との取引額合計	—	—	△0	△0
2020年3月31日時点の残高	10,649	5,859	△2,790	3,068

(単位：百万円)

	その他の資本の構成要素				利益剰余金	親会社の所有者に 帰属する持分合計	資本合計
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ	その他の資本の構成要素合計			
2019年4月1日時点の残高	△58	△761	△53	△873	1,880	14,725	14,725
当期包括利益							
当期損失				—	△8,709	△8,709	△8,709
その他の包括利益							
確定給付制度の再測定				—	176	176	176
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	△69			△69		△69	△69
在外営業活動体の換算差額		△801		△801		△801	△801
キャッシュ・フロー・ヘッジ			28	28		28	28
当期包括損失合計	△69	△801	28	△843	△8,532	△9,376	△9,376
所有者との取引額							
所有者による拠出及び所有者への分配							
自己株式の変動額				—		△0	△0
所有者による拠出及び所有者への分配合計	—	—	—	—	—	△0	△0
所有者との取引額合計	—	—	—	—	—	△0	△0
2020年3月31日時点の残高	△128	△1,563	△25	△1,716	△6,652	5,349	5,349

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	25,643	流 動 負 債	34,990
現 金 及 び 預 金	2,054	買 掛 金	6,244
受 取 手 形	55	短 期 借 入 金	18,161
電 子 記 録 債 権	415	1年内返済予定の長期借入金	7,703
売 掛 金	11,299	未 払 金	246
商 品 及 び 製 品	2,751	未 払 費 用	2,297
仕 掛 品	1,687	未 払 法 人 税 等	63
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,509	和 解 費 用 引 当 金	165
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	2,963	そ の 他	107
未 収 入 金	388	固 定 負 債	10,314
未 収 消 費 税 等	1,488	長 期 借 入 金	7,991
そ の 他	1,029	繰 延 税 金 負 債	0
固 定 資 産	25,232	退 職 給 付 引 当 金	2,001
有 形 固 定 資 産	10,068	和 解 費 用 引 当 金	53
建 物	2,603	資 産 除 去 債 務	34
機 械 及 び 装 置	5,284	そ の 他	234
土 地	1,433	負 債 合 計	45,305
そ の 他	747	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	157	株 主 資 本	5,655
ソ フ ト ウ エ ア	128	資 本 金	10,649
そ の 他	29	資 本 剰 余 金	5,334
投 資 そ の 他 の 資 産	15,006	資 本 準 備 金	2,504
投 資 有 価 証 券	484	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,829
関 係 会 社 株 式	8,611	利 益 剰 余 金	△7,538
関 係 会 社 出 資 金	5,462	そ の 他 利 益 剰 余 金	△7,538
敷 金	81	繰 越 利 益 剰 余 金	△7,538
そ の 他	367	自 己 株 式	△2,790
資 産 合 計	50,875	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△84
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△58
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△25
		純 資 産 合 計	5,570
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	50,875

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019 年 4 月 1 日から
2020 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目										金 額	
売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上		34,867
売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上		31,727
販売費	販売費	販売費	販売費	販売費	販売費	販売費	販売費	販売費	販売費		3,140
営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業		4,962
営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業		1,822
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	92	
設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	設備	824	
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	56	972
営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業		
支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	支店	277	
貸与	貸与	貸与	貸与	貸与	貸与	貸与	貸与	貸与	貸与	709	
休止	休止	休止	休止	休止	休止	休止	休止	休止	休止	42	
貸与	貸与	貸与	貸与	貸与	貸与	貸与	貸与	貸与	貸与	86	
為替	為替	為替	為替	為替	為替	為替	為替	為替	為替	129	
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	23	1,270
特	特	特	特	特	特	特	特	特	特		2,119
固定	固定	固定	固定	固定	固定	固定	固定	固定	固定	20	
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	49	70
特	特	特	特	特	特	特	特	特	特		
固定	固定	固定	固定	固定	固定	固定	固定	固定	固定	2	
減価	減価	減価	減価	減価	減価	減価	減価	減価	減価	685	
災害	災害	災害	災害	災害	災害	災害	災害	災害	災害	42	
和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	2	
構造	構造	構造	構造	構造	構造	構造	構造	構造	構造	620	
投資	投資	投資	投資	投資	投資	投資	投資	投資	投資	103	
投子	投子	投子	投子	投子	投子	投子	投子	投子	投子	93	
子会	子会	子会	子会	子会	子会	子会	子会	子会	子会	2,454	4,005
税引	税引	税引	税引	税引	税引	税引	税引	税引	税引		6,054
法人	法人	法人	法人	法人	法人	法人	法人	法人	法人	12	12
当期	当期	当期	当期	当期	当期	当期	当期	当期	当期		6,067

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	10,649	2,504	2,829	5,334	△1,471	△1,471
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
当 期 純 損 失					△6,067	△6,067
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△6,067	△6,067
当 期 末 残 高	10,649	2,504	2,829	5,334	△7,538	△7,538

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△2,790	11,722	△234	—	△234	11,488
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
当 期 純 損 失		△6,067				△6,067
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			175	△25	149	149
事業年度中の変動額合計	△0	△6,067	175	△25	149	△5,917
当 期 末 残 高	△2,790	5,655	△58	△25	△84	5,570

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月17日

日本電波工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 美 晃 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 井 戸 志 生 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電波工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日本電波工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2020年5月26日開催の取締役会において、会社及び100%子会社である函館エヌ・デー・ケー株式会社のSAWフィルター事業を、吸収分割の方法により100%子会社であるNDK SAW devices株式会社に承継させることを決議した。また、2020年6月3日にNDK SAW devices株式会社の株式のうち51%をJIC Technology Investment Co.,Ltd.の投資子会社であるJiaxing Jiawang Investment Partnership (Limited Partnership)に譲渡することを決定し、株式譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類等に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月17日

日本電波工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 美 晃 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 井 戸 志 生 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電波工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2020年5月26日開催の取締役会において、会社及び100%子会社である函館エヌ・デー・ケー株式会社のSAWフィルター事業を、吸収分割の方法により100%子会社であるNDK SAW devices株式会社に承継させることを決議した。また、2020年6月3日にNDK SAW devices株式会社の株式のうち51%をJIC Technology Investment Co.,Ltd.の投資子会社であるJiaxing Jiawang Investment Partnership (Limited Partnership)に譲渡することを決定し、株式譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月24日

日本電波工業株式会社 監査役会

常勤監査役 半 田 重 夫 ㊞

監 査 役 剣 持 昭 司 ㊞

監 査 役 吉 利 誠 ㊞

(注) 監査役剣持昭司及び監査役吉利誠は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、2020年3月期の単独の貸借対照表において、7,538,730,814円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。この欠損を填補し、早期の復配を行える体制を整えることを目的として、次のとおり、資本金及び資本準備金の額を減少してその他資本剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補（以下「本欠損填補」）をいたしたく存じます。

1. 剰余金の処分にに関する事項

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行い、それぞれの減少額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金の額

10,649,469,744円のうち5,053,178,087円

(2) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 2,504,760,057円のうち2,504,760,057円

(3) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 7,557,938,144円

2. 剰余金の処分にに関する事項

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより欠損填補を行うものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 7,538,730,814円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 7,538,730,814円

3. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分が効力を生ずる日

2020年7月31日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

A種種類株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種種類株式を追加し、A種種類株式に関する規定を新設するとともに、A種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使による普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加するものであります。A種種類株式を発行する理由につきましては、第3号議案をご参照ください。

なお、定款の一部変更については、第1号議案及び第3号議案乃至第5号議案が原案どおり承認可決されることを条件とします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 5 条 <省略>	第 1 条～第 5 条 <現行どおり>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 <u>4, 0 0 0</u> 万株とする。	第 6 条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 <u>5, 0 0 0</u> 万株とし、当会社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 5, 0 0 0 万株 A種類株式 5, 0 0 0 株
<新設>	第 6 条の 2（A種類株式） <u>1. 当会社の発行するA種類株式の内容は、次項から第 7 項までに定めるものとする。</u> <u>2. 剰余金の配当</u> 当会社は、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下、「普通株主等」という。）に対して剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたA種類株式を有する株主（以下、「A種類株主」という。）またはA種類株式の登録株式質権者（A種類株主と併せて以下、「A種類株主等」という。）に対し、A種類株式 1 株につき、普通株式 1 株当たりの剰余金の配当の額に、1,000,000円（以下、「A種類株式 1 株当たりの払込金額相当額」という。）に1.40を乗じた数を当該剰余金の配当基準日における本条第 5 項第 3 号及び第 4 号で定める取得価額で除した数を乗じて得られる額（以下、「A種配当金額」という。）の金銭による配当を、普通株主等と同順位にて行う。なお、A種配当金額に、各A種類株主等が権利を有するA種類株式の数に乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

現 行 定 款	変 更 案
	3. 残余財産の分配 (1) 残余財産の分配 当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、本条第6項に定める償還係数を乗じて得られる額（以下、「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、本項においては、償還係数の計算における「金銭対価償還日」を「残余財産の分配日」と読み替えて、償還係数を計算する。また、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 (2) 非参加条項 A種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。 4. 議決権 A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 5. 普通株式を対価とする取得請求権 (1) 普通株式対価取得請求権 A種種類株主は、2020年8月1日以降いつでも、当会社に対して、次号に定める数の普通株式（以下、「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。 (2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数 A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に1.40を乗じた額に普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、本項第3号及び第4号で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

現 行 定 款	変 更 案
	(3) 当初取得価額 363円 (4) 取得価額の調整 (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。 ① 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。 $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ 調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。 ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。 $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ 調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

現 行 定 款	変 更 案
	③ 本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。 $ \begin{array}{lcl} \text{調整} & \text{調整} & \frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) \times (\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \\ \text{後} & \text{前} & \\ \text{取得} & = & \times \\ \text{価額} & \text{取得} & \frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \end{array} $

現 行 定 款	変 更 案
	④ 当会社に取得をさせることによりまたは当会社に取得されることにより、本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

現 行 定 款	変 更 案
	⑤ 行使することによりまたは当会社を取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

現 行 定 款	変 更 案
	(b) 本号 (a) に掲げた事由によるほか、以下の①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。 ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。 ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 ③ その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。 (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。

現 行 定 款	変 更 案
	(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本（e）により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。 (5) 普通株式対価取得請求受付場所 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (6) 普通株式対価取得請求の効力発生 普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前号に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。 (7) 普通株式の交付方法 当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

現 行 定 款	変 更 案
	6. 金銭を対価とする取得条項 当会社は、2020年8月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の10日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で（当該書面通知を行った日を、以下、「通知日」という。）、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部（但し、一部の取得は、1,000株の整数倍の株数に限る。）を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じた額に当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に乗じて得られる額（但し、金銭対価償還日が2023年7月1日以降の場合には、(i)当該額、または(ii)当該金銭対価償還に係るA種種類株式について通知日において普通株式対価取得請求が行われたものとみなして算出する当該A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に、通知日の前日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を乗じた額のいずれか高い方の金額とする。）を、A種種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

現 行 定 款	変 更 案
	「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の①乃至⑥のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の①乃至⑥に定める数値をいう。 ① 2020年8月1日から2021年6月30日まで ：1.13 ② 2021年7月1日から2022年6月30日まで ：1.25 ③ 2022年7月1日から2023年6月30日まで ：1.38 ④ 2023年7月1日から2024年6月30日まで ：1.52 ⑤ 2024年7月1日から2025年6月30日まで ：1.68 ⑥ 2025年7月1日以降 ：1.85 7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等 (1) 当会社は、A種種類株式について株式の分割または併合を行わない。 (2) 当会社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 (3) 当会社は、A種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。
第7条 <省略>	第7条 <現行どおり>
第8条（単元株式数） 当会社の単元株式数は、100株とする。	第8条（単元株式数） 当会社の普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。
第9条～第13条 <省略>	第9条～第13条 <現行どおり>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第14条～第19条 <省略>	第14条～第19条 <現行どおり>
<新設>	第19条の2（種類株主総会） 1. 第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。 2. 第15条、第17条及び第19条の規定は、種類株主総会について準用する。 3. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。
第20条～第48条 <省略>	第20条～第48条 <現行どおり>

第3号議案 第三者割当による募集株式（A種種類株式）の発行の件

会社法第199条の規定に基づき、下記1.に記載の理由により、下記2.に記載の要領にて、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第式号投資事業有限責任組合（以下「割当予定先」）に対する第三者割当による募集株式（A種種類株式）の発行（以下「本第三者割当増資」）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本第三者割当増資は、第1号議案、第2号議案、第4号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決されることを条件とします。

また、本第三者割当増資により割当予定先に対してA種種類株式が割り当てられた場合、A種種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、2020年3月末日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である195,949個に対する割合は約98.4%となります。このように、本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、本定時株主総会にて、本議案についての株主の皆様の意思確認を併せてお願いするものであります。

1. 特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由

(1) 募集の目的及び理由

①募集に至る経緯及び目的

当社グループは、創業理念である「お客様への奉仕を通じて、社会の繁栄、世界の平和に貢献する」ことをミッションとし、豊かで平和な社会を実現するために不可欠な周波数の制御と選択、検出を司る水晶デバイス専業メーカーとして、業界をリードする高信頼性商品を開発、製造、販売することにより、お客様に喜んでいただくことを経営の基本としており、創業以来、エレクトロニクスの発展を内側から支えてきました。

しかしながら、2017年度において大手スマホメーカー及び中国の新興スマホメーカーの双方における需要が大きく失速したことに起因して、移動体通信市場を中心に売上見通しが想定を大きく下回り、さらに、期初計画に沿って生産能力の増強を進めたことから、諸コストが増加し、収益性が大幅に悪化する事態となった結果、スマホに使用されるTCXO(温度補償水晶発振器)、温度センサ内蔵水晶振動子及びSAW(弾性表面波)デバイス用の生産設備を中心に減損損失を約65億円計上し、100億円を上回る最終赤字を計上するに至りました。当社は、かかる事態に対処すべく、確実に利益の上がる経営基盤の再構築を目指して、2018年度から、ターゲットとする市場の選別や、グループ全体の生産効率とコスト競争力を引き上げることを目的に生産体制の再構築を通じた固定費の圧縮といった構造改革に着手しました。

2019年度に入ってから、生産体制の再構築として、移動体通信向け小型量産品の製造ラインを狭山工場から函館工場に移管するなどにより、固定費の圧縮を概ね計画どおり

に進めたものの、米中貿易摩擦が長期化したこと等の影響もあり経営環境の改善には至らず、車載並びに産業機器向けを中心に売上高の減少が想定を上回る状態が継続したことから、2019年11月には新たな構造改革の実施を決定するに至りました。具体的には、当社単体における業務効率の向上と併せて固定費の圧縮を図るべく、当社単体の人員を対象に100名規模の希望退職者を募集し、合計で129名が退職しております。これに伴い、希望退職者への特別加算金を含む構造改革費用として総額25億円をその他の営業費用に計上いたしました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の業績への影響などを考慮し、約39億円の減損損失を当期に計上いたしました。この結果、当期においては約82億円の営業損失、約87億円の当期損失を計上いたしました。その結果、当社の連結ベースの資本合計の額は、2017年3月期末時点の約252億円から、2020年3月末時点の約53億円へと、累計約199億円減少しました。また、2020年度は新型コロナウイルスの感染症の世界的な流行により、グローバルな景気低迷が継続するものと予想され、当社業績への影響が懸念されます。

他方、中長期的な観点からは、次世代通信規格「5G」の本格始動に伴い、高周波化が進み、これまで以上に高精度な水晶デバイスの需要の増加が見込め、また、自動車へのADAS(先進運転支援システム)機器の搭載が進むことにより1台当たりの水晶搭載数の増加が期待できるなど、当社にとっての大きなビジネスチャンスが到来する時期に差し掛かっているといえます。当社としては、このようなビジネスチャンスの到来に備えて、(ア)自社の強みである前工程への重点リソース投下、(イ)後工程(組立)の生産性向上、(ウ)構造改革の継続・固定費の抜本的な圧縮、(エ)既存製品の売上構成及び事業ポートフォリオの見直し、(オ)財務体質の改善を最重要施策と位置づけた2020年度から始まる3年間の中期経営計画(以下「中期経営計画」)を策定しました。中期経営計画における最終年度(2022年度)達成目標の概要は以下のとおりです。

(最終年度(2022年度)達成目標)

売上高	: 420億円
営業利益率	: 7%
基本的1株当たり当期利益(EPS)	: 50円(A種種類株式発行による希薄化考慮後)
自己資本比率	: 20%超
(前提)	
為替レート	: 107円/US\$
希薄化率	: 98.4%

※割当予定先に対して発行するA種種類株式が全て普通株式に転換された場合に想定される希薄化率です。

当社としては、足下の厳しい経営環境から脱却し、上記の中期経営計画の各最重要施策を確実に実施するためには、外部投資家から確実な資本性資金の提供や事業面での各種支援をいただき、必要な資金やリソースを確保するだけでなく、資本増強により早期に財務体質を改善し、当社グループが抱える財務面及び事業面の課題の早期かつ抜本的な解決を図ることが必要不可欠であるとの考えに至りました。このような考えのもと、当社は、具体的に外部投資家との協議を進めるべく、当社にとってより有利な条件での資金調達の可能性を求めて、2019年10月以降、国内外の複数社の金融投資家に対してスポンサー候補としての出資検討を依頼し、当社に対する資本性資金を提供していただける外部投資家を探索してまいりました。かかる探索の結果、2020年2月に割当予定先から出資の可能性が示されたことを受け、当社は、リーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を、また、ファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社経営共創基盤をそれぞれ起用した上で、2020年3月から4月にかけて、割当予定先によるデューディリジェンスを実施し、2020年4月に同社との間の具体的な提案内容の協議に入りました。その後、割当予定先から、デューディリジェンスの結果等を踏まえた具体的な出資提案を受けることとなり、当社として、割当予定先の種類株式による投資実績、投資家としての特性、当該提案内容（種類株式発行の金額規模その他の経済条件）を検討したところ、現時点において当社が採り得る最善の選択肢であるとの判断に至ったため、今般、割当予定先からの出資の受入を決定いたしました。割当予定先は、当社の事業目的及び経営方針にご理解をいただける投資家であるとともに、当社の成長可能性を高く評価しております。また、割当予定先は、種類株式による投資実績及び過去の投資案件における投資先へのサポートの実績があり、当社に対し、上記に掲げる目標の達成に必要なアドバイス及びガバナンス強化支援を提供し、当社の企業価値を向上させるパートナーとして、最適であると判断いたしました。

②本第三者割当増資を選択した理由

当社は、本第三者割当増資の実施を決定するまでに、以下に記載するとおり、様々な資金調達のための手法について比較検討を行いました。競争力のある生産体制を構築するための必要資金を獲得し、また、早期に財務体質を改善するため、当社が希望する時間軸で迅速かつ確実に資本性の資金調達を行うことが最も重要な考慮要素であると考えました。

例えば、当社を取り巻く足下の厳しい経営環境、当社の財政状態及び経営成績、当社の株価の状況等を勘案すると、普通株式による公募増資の実施は現実的な選択肢ではなく、また、普通株式の大規模な第三者割当増資は希薄化を直ちにもたらすことにもなり、株主の皆様に対する不利益を生じさせかねないことから適切でないと判断いたしました。また、既存株主に対して、新株予約権を割り当てる新株予約権無償割当（ライツオフアリン

グ) 又は株式を割り当てる株主割当についても、株価動向等を踏まえた割当株主の判断により、新株予約権が全て行使されるとは限らず、また、株主の皆様から株主割当に応じていただけたとも限らないため、最終的な資金調達額が不明であり、当社にとっては、現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。

これに対して、種類株式を用いた第三者割当増資は、必要金額の調達を確実に行うことができ、また、その商品設計によっては大規模な資本性の資金調達を行いつつ、急激な希薄化や株主構成の変化を回避することも可能であり、適切な外部投資家が選定でき、当社にとって最も有効な選択肢になり得ると考えました。そこで、上記①に記載のとおり、外部投資家を探索し続けた結果、割当予定先から、本第三者割当増資の提案を受けるに至りました。当社は、当社が必要とする資金を普通株式による第三者割当増資にて実施した場合に想定される即時の急激かつ大規模な希薄化及び株主構成の変化が、当社の安定した事業運営や株価に与える影響を勘案し、急激な希薄化を抑制し、発行後直ちに株主構成に影響を及ぼすことがないA種種類株式を、割当予定先に対する第三者割当の方法で発行することといたしました。本第三者割当増資の実施により、早期かつ確実な財務体質の改善を図り、また、競争力のある生産体制の構築を確実なものとすることが、現時点において当社が採り得る最善の選択肢であるとの最終的な判断に至りました。

なお、上記のとおり、本第三者割当増資による希薄化率は約98.4%となり、本第三者割当増資によって、潜在的ではあるものの相当程度の希薄化が生じることとなります。しかしながら、下記(2)②に記載のとおり、本第三者割当増資には必要性が認められること、割当予定先との間で本第三者割当増資に係る取締役会決議日である2020年6月19日付で締結した種類株式引受契約(以下「本引受契約」)における合意内容を通じて、希薄化によって既存株主の皆様が生じ得る影響をより少なくするための方策を講じていること、及び、本第三者割当増資が、当社の企業価値向上に資するものであることを踏まえれば、本第三者割当増資により既存株主の皆様が生じ得る希薄化の程度は合理的な限度を超えるものではないと考えております。

(2)発行条件等の合理性

①払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、2020年4月以降、当社の置かれた足下の厳しい経営環境及び財務体質、多額の資本性の資金需要、当社の足下の株価状況等を踏まえつつ、割当予定先との間で本第三者割当増資に係る出資の方法及び内容に関する交渉を重ねて参りました。とりわけ、普通株式を対価とする取得請求権が付されているというA種種類株式の商品性を踏まえ、既存株主への影響を軽減すべく転換制限解除事由の具体的な内容を含む本引受契約に関する真摯な交渉を重ねた結果、2020年6月中旬に当社として合理的と判断する内容で割当予定先との合意に至ったことを受

け、A種種類株式については払込金額を1株当たり1,000,000円と決定いたしました。当社としては、上記の交渉経緯及び当社の置かれた状況等に加えて、A種種類株式の商品性を踏まえれば割当予定先も本第三者割当増資を通じて相当のリスクを負担すること等を総合的に勘案すれば、かかる払込金額には合理性が認められると考えております。

もっとも、種類株式の価値評価に関しては様々な考え方があり得ることから、当社は、当社から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：代表取締役 野口真人）（以下「プルータス」）に対してA種種類株式の価値算定を依頼し、A種種類株式の価値算定書（以下「本価値算定書」）を取得しております。プルータスは、A種種類株式に付された諸条件と一定の前提（当社普通株式の株価、想定満期日（2026年6月30日）までの期間約6年、ボラティリティ、取得条項、取得請求権等）を踏まえた、当社の行動に関する一定の仮定（想定満期日までの金銭を対価とする取得条項の発動等）及び割当予定先の行動に関する一定の仮定（当社が取得条項を発動した場合において普通株式を対価とする取得請求権を行使するか又は金銭を対価とする取得を待つかの選択等）を参考に、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いてA種種類株式の公正価値を算定しております。本価値算定書においては、A種種類株式の価格は、1株当たり約1,360,000円とされております。

上記のとおり、当社としては、A種種類株式の払込金額には合理性が認められると考えておりますが、プルータスによる本価値算定書における上記評価結果を踏まえれば、会社法上、A種種類株式の払込金額（1株当たり1,000,000円）が割当予定先に特に有利な金額であると判断せざるをえず、本定時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種種類株式を発行することといたしました。

②発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A種種類株式を5,000株発行することにより、総額5,000,000,000円を調達いたしますが、上述したA種種類株式の発行の目的及び資金使途に照らすと、A種種類株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、A種種類株式については、株主総会における議決権がありませんが、A種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。

上記のとおり、本第三者割当増資による希薄化率は約98.4%となり、A種種類株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、当社普通株式の希薄化が生じることになりますが、普通株式を対価とする取得請求権の行使によって交付される普通株式の数は当初から固定されており、今後の株価動向や行使の時期によって潜在的な希薄

化率が増加することはない設計となっていることに加えて、本引受契約において、転換制限解除事由が発生しない限り、2023年6月30日までは割当予定先は普通株式を対価とする取得請求権を行使しない旨の合意がなされており、普通株式の早期の希薄化を回避し、各種施策の実現による企業価値向上のための時間的猶予が確保されていること、及びA種種類株式には2020年8月1日以降いつでも当社により行使可能な金銭を対価とする取得条項が付されており、当社の判断により、A種種類株式を強制償還することにより、普通株式を対価とする取得請求権の行使による希薄化の発生を一定程度抑制することが可能な設計がなされていること等により、希薄化によって既存株主の皆様が生じ得る影響をより少なくするための方策を講じており、本第三者割当増資が、当社の企業価値向上に資するものであることを踏まえれば、本第三者割当増資により既存株主の皆様が生じ得る希薄化の程度は合理的な限度を超えるものではないと考えております。

2. 募集事項の内容

(1) 募集株式の種類及び数

A種種類株式5,000株

(2) 募集株式の払込金額

1株につき1,000,000円

(3) 払込金額の総額

5,000,000,000円

(4) 増加する資本金及び増加する資本準備金の額

増加する資本金の額 2,500,000,000円（1株につき、500,000円）

増加する資本準備金の額 2,500,000,000円（1株につき、500,000円）

(5) 払込期間

2020年8月1日から2020年9月30日

(6) 発行方法

第三者割当の方法により、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第貳号投資事業有限責任組合に5,000株を割り当てる。

(7) 募集株式の内容

A種種類株式の内容につきましては、第2号議案をご参照ください。

第4号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

早期に財務体質の健全化を図りつつ、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、A種種類株式の発行と併せて資本金及び資本準備金の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、資本金及び資本準備金の額の減少については、本第三者割当増資の払込がなされること、並びに第1号議案乃至第3号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決されることを条件とします。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、それぞれの減少額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金の額

本欠損填補及び本第三者割当増資後の資本金の額8,096,291,657円のうち
2,500,000,000円

(2) 増加する準備金の項目及びその額

資本準備金 本欠損填補及び本第三者割当増資後の資本準備金の額2,500,000,000円
のうち2,500,000,000円

(3) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 5,000,000,000円

2. 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2020年10月1日

第5号議案 取締役1名選任の件

本第三者割当増資後の当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として、本引受契約の規定に従い、割当予定先が指名した社外取締役候補者1名の選任をお願いいたく存じます。

なお、本議案に係る取締役の選任の効力は、本第三者割当増資の払込がなされること及び第1号議案乃至第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件として発生します。

取締役候補者は次のとおりであります。なお、当該候補者は、増員として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、在任取締役の任期が満了する時までとなります。また、当該候補者は、独立社外取締役を委員長とし、社外役員2名、社内役員1名で構成される独立諮問委員会の答申を踏まえております。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	当社株式 保有数
つちやえい けつ 土屋英傑 (1980年5月15日生) 新任 社外	2003年10月 野村證券(株)入社 2006年9月 シティグループ・プリンシパル・インベストメンツ・ジャパン 入社 2011年5月 シティグループ証券(株) 入社 2014年1月 ドイツ証券(株) 入社 2018年7月 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株) 入社 ディレクター (現任) (重要な兼職の状況) ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株)ディレクター 【社外取締役候補者とした理由】 土屋英傑氏は、複数の国際的な金融機関のプリンシパル投資部門において投資先の社外取締役や株主として企業経営に関わる等、金融や経営に関する豊富な知識と経験を有しており、取締役会の監督機能強化の観点から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。	0株

- (注) 1. 土屋英傑氏は、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株)ディレクターを兼任しており、同社を無限責任組員とするジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第3号投資事業有限責任組合は、当社との間で種類株式引受契約を締結しております。
2. 土屋英傑氏は、社外取締役候補者であります。
3. 本議案が原案どおり承認された場合、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、土屋英傑氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく責任限度額は、700万円又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。

第6号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役3名全員が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しましては、あらかじめ当社監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	当社株式 保有数
1	さか いり なつ ひこ 坂 入 夏 彦 (1958年7月17日生) 新任	1984年 4 月 日本電気(株)入社 1997年 7 月 同社 伝送事業本部 伝送デバイス事業部 第三開発部 技術課長 1998年 7 月 山梨日本電気(株)出向 2005年 4 月 当社入社 エヌ・アール・エス・テクノロジー(株) 出向 2007年 4 月 函館エヌ・デー・ケー(株) 出向 2009年 4 月 当社 生産統括本部 第三製造部長 2013年10月 当社 生産統括本部 狭山工場長 2014年11月 当社 執行役員 生産本部 狭山工場長 2017年 4 月 当社 生産本部 第一製造統括部長 2018年10月 当社 生産本部 専門部長 2020年 5 月 古川エヌ・デー・ケー(株) 監査役 (現任) 函館エヌ・デー・ケー(株) 監査役 (現任) 新潟エヌ・デー・ケー(株) 監査役 (現任) (重要な兼職の状況) なし 【監査役候補者とした理由】 坂入夏彦氏は、電気機器業界に長年在籍し、技術部門、製造部門における豊富な経験と幅広い見識を備えていることから、当社の監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。	1,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	当社株式 保有数
2	よし とし まこと 吉 利 誠 (1947年8月18日生) 再任 社外	1972年 4 月 日本電信電話公社 入社 1997年 7 月 N T T エレクトロニクス(株) 取締役 経営企画室長 2000年 4 月 同社 取締役 超高速エレクトロニクス事業本部長 2001年 7 月 N T T アドバンステクノロジー(株) 取締役 国際事業推進本部長 2003年 7 月 同社 取締役 人事部長 2005年 6 月 N T T アフティ(株) 代表取締役社長 2007年 6 月 岩崎通信機(株) 社外監査役 2011年 6 月 N T T ビズリンク(株) 取締役 2019年 6 月 当社監査役 (現任) (重要な兼職の状況) なし 【社外監査役候補者とした理由】 吉利誠氏は、通信業界に長年在籍し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を備えておられることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。	600株
3	あん らく こう き 安 樂 恒 樹 (1956年10月10日生) 新任 社外	1980年 4 月 東京国税局入局 2005年 7 月 名古屋国税局 豊橋税務署 副署長 2007年 7 月 国税庁 長官官房 税務相談官 2009年 7 月 東京国税局 調査第一部 特別国税調査官 2012年 7 月 関東信越国税局 新発田税務署長 2013年 7 月 東京国税局 課税第二部 法人課税課長 2016年 7 月 東京国税局 課税第二部長 2017年 9 月 安樂恒樹税理士事務所開業 一般財団法人日本財団ボランティアサポートセン ター 監事 (現任) 2018年 1 月 町田酒造(株)監査役 (現任) 北大島コンクリート工業(株)監査役 (現任) 2018年 2 月 公益財団法人日本財団パラリンピックサポートセ ンター 監事 (現任) (重要な兼職の状況) 安樂恒樹税理士事務所 代表 【社外監査役候補者とした理由】 安樂恒樹氏は、税理士としての専門的な知見と税務に関する豊富な経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉利誠氏及び安樂恒樹氏は、社外監査役候補者であります。

3. 吉利誠氏の監査役就任期間は、本総会の終結の時をもって1年1ヶ月になります。
4. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、吉利誠氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、700万円又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。同氏が再選された場合には、当該契約は継続する予定であります。また、安楽恒樹氏が選任された場合には、同様に会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
5. 当社は、吉利誠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再選された場合には引き続き独立役員となる予定であります。また、安楽恒樹氏が選任された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

第7号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

当該補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残存期間とします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	当社株式 所有数
はやし ひろし 林 廣志 (1947年8月22日生)	1966年4月 仙台国税局入局 1998年7月 東京国税局 豊島税務署 副署長 2002年7月 東京国税不服審判所 国税審判官 2006年7月 東京国税局 柏税務署長 2007年8月 林廣志税理士事務所開業 2015年8月 松本鉄工(株)監査役(現任) 2015年10月 (株)ワールドメカニック監査役(現任) 2015年12月 (株)ネットTV・KAISOU監査役(現任) 2017年7月 南西コンクリート工業(株)監査役(現任) 2018年3月 公益財団法人日本財団 非常勤監事(現任) (重要な兼職の状況) 林廣志税理士事務所 代表	0株
【社外監査役候補者とした理由】 林廣志氏は、税理士としての専門的な知見と税務に関する豊富な経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 林廣志氏は、社外監査役候補者であります。
3. 本選任に関しましては、就任前であれば取締役会の決議により監査役会の同意を得て選任を取り消すことができることとさせていただきます。
4. 当社は、林廣志氏が社外監査役に就任する場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく責任限度額は、700万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。
5. 林廣志氏は、子会社、大株主及び主要な取引先の出身者等でないことから独立性が高く、当社は、同氏が社外監査役に就任する場合は独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

住所：東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号 メルクマール京王笹塚6階

TEL：03-5453-6711

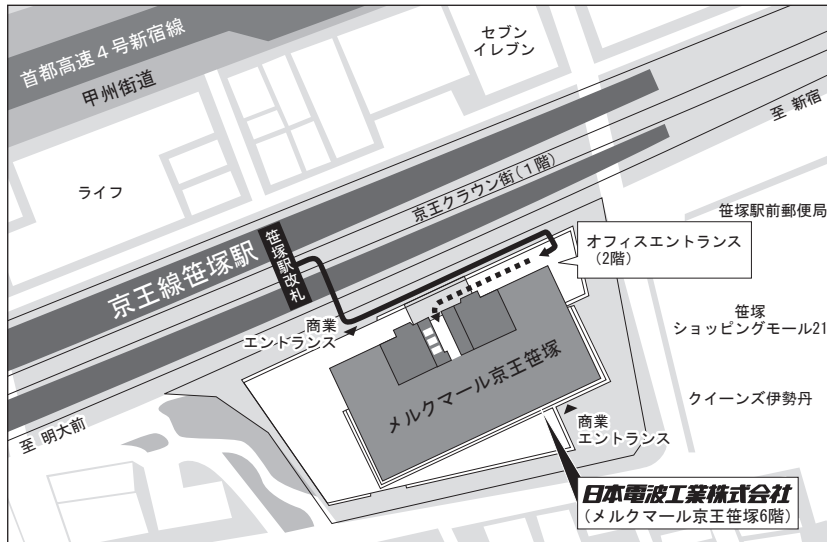
交通：京王線・京王新線笹塚駅から徒歩1分

(特急は笹塚駅に停車しないためご注意ください。)

※ 駐車場及び駐輪場はご用意しておりませんので、公共交通機関のご利用をお願いいたします。

入口：当ビルのオフィスエントランス（2階）からエレベーターで6階にお上がりください。

笹塚駅改札を出て甲州街道とは逆の方向に向かいますと当ビルがご覧いただけます。当ビルを右手に見ながら笹塚ショッピングモール21の方向へ進んでいただきますと右手にエスカレーターがございますので、このエスカレーターで2階に上がり、オフィスエントランス内のエレベーターをご利用のうえ6階にお越しくください。1階の商業エントランスの入口は10時まで開きませんのでご注意ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

証券コード：6779
2020年7月15日

株 主 各 位

東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号
日本電波工業株式会社
代表取締役会長 竹内 敏晃

「第79回定時株主総会招集ご通知」 の一部訂正について

同封しております当社「第79回定時株主総会招集ご通知」の記載内容の一部に誤りがございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正いたします。

記

(下線部は訂正箇所)

訂正箇所 1

35ページ 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
(訂正前)

1. 剰余金の処分に関する事項

(訂正後)

1. 資本金及び資本準備金の額の減少に関する事項

訂正箇所 2

52ページ 第4号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
(訂正前)

- (2) 増加する準備金の項目及びその額

(訂正後)

- (2) 減少する準備金の項目及びその額

以上